

平成28年度

# 豊洲小学校いじめ防止基本方針

## < 目 次 >

1 いじめについての共通理解	1
(1) いじめは絶対に許されないこと	
(2) いじめはどの学校でもどの子どもでも起こる可能性がある	
(3) いじめの定義	
2 いじめの様態	1
(1) 手段によるいじめ	
(2) 動機によるいじめ	
3 いじめの未然防止	2
4 いじめの早期発見（チェックリスト例）	2・3
5 いじめの対応の流れ	4
(1) いじめの発見	
(2) 報告	
(3) 事実確認	
(4) 対応協議	
(5) 当事者への指導	
(6) 全体指導	
6 いじめの解決	4

須坂市立豊洲小学校

## 1 いじめについての共通理解

(1) いじめは人間として絶対に許されないこと、いじめられている子どもを必ず守るという強い意識を持つ。

(2) いじめは、どの学校でも、どの子でも起こる可能性があるという認識を持つ。

友達同士でふざけあってたり、からかったりする現象、あるいはただのけんかだと思われるような場合でも、どちらかが嫌な思いをしている場合はいじめが起きているのではないかという予測を持つことが大事である。

人前で行われない陰湿さがいじめの特徴であることを理解し、子どもたちの声や作文、保護者や地域の声を敏感にキャッチするよう心がける。

(3) いじめの定義

① 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きたった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめ防止対策推進法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象になった者の立場に立って行うこと（文科省）。

② 集団内で単独または複数の成員が、人間関係の中で弱い立場にたたされた成員に対して身体的暴力や危害を加えたり、心理的な苦痛や圧力を感じさせたりすること（都立教育研究所）。

③ 単独、または複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃または言動による脅し、嫌がらせ、無視等の心理的圧迫を反復継続して加えることにより苦痛を与えること（警視庁保安部少年課）

以上のことから、いじめであると判断するには、攻撃、苦痛、立場、人数、反復継続という観点を見逃さないようにする。また、表れた現象（いじめている子・いじめられている子）のみの対応に終わるのではなく、周りの子（はやしたてる子・見て見ぬ振りをする子）、いじめの要因となっている環境等、いじめの構造も含めて対応を考えていくことが大切である。

## 2 いじめの様態

(1) 手段によるいじめ

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言う。
- ・仲間はずし、集団による無視をする。
- ・軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- ・金品をたかる。
- ・金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをする。

(2) 動機によるいじめ

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・怒りや憎しみからのいじめ   | ・うつ憤晴らしからのいじめ   |
| ・性格的な偏りからのいじめ   | ・関心を引くためのいじめ    |
| ・隠された楽しみのためのいじめ | ・仲間に引き入れるためのいじめ |
| ・違和感からのいじめ      | ・その他            |

### 3 いじめの未然防止

人権学習の充実	なかよし旬間の設定	職員研修
・人権教育計画に沿った教科、 道徳、特活	・児童会企画による交流活動 ・ポスター、標語作り ・各学級での取り組み（仲よ し郵便等）	・児童理解に関するこ ・いじめの事例に学ぶ ・チェックリストの利用法 ・学級経営に関するこ

### 4 いじめの早期発見

#### （1）児童の様子を観察する。

下記のいじめのサインが学級や学校生活の中で見られないか常に観察を継続する。気になる児童については、校長・教頭・学年主任・生徒指導係（いじめ・不登校対策校員会）への報告を行い、面談で様子を把握する。

- ① 表情や態度：沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態でいる。視線を合わせるのを嫌う等。
- ② 服装：シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴のあとがついている等。
- ③ 身体：顔や身体に傷やあざが出来ている。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白かったり等。
- ④ 行動：ぽつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りをさせられる。プロレスの技を仕掛けられる等。
- ⑤ 持ち物：持ち物が隠される。持ち物に落書きをされる。必要以上のお金を持っている等。
- ⑥ 周囲の様子：人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が起きる等。

#### （2）一月ごとにチェックリストで子ども達の様子を振り返る。気になる児童については校長・教頭・学年主任・生徒指導係（いじめ・不登校対策委員会）への報告を行い、面談で様子を把握する。

##### ＜チェックリスト例＞

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。
- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。

- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- 教室や図書室で一人でいる。
- 今まで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友達と一緒にでも表情が暗い。オドオドした様子で友達についていく。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がられる。
- 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける)
- 笑顔が無く、黙って食べている。
- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。
- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞄、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険な物を所持する。

### (3) アンケート調査の実施

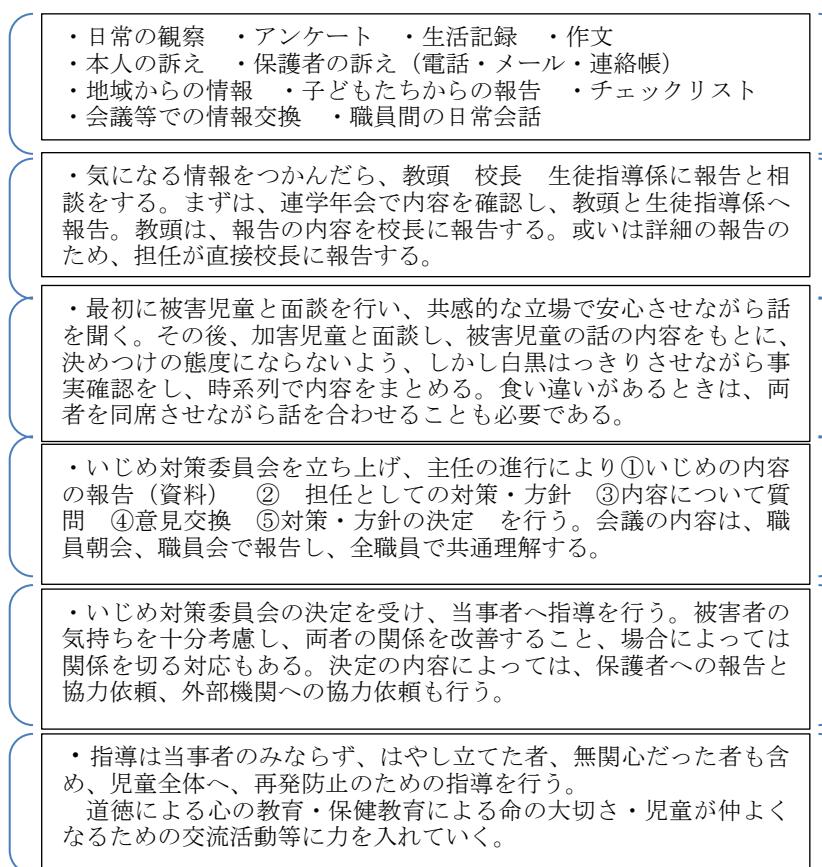
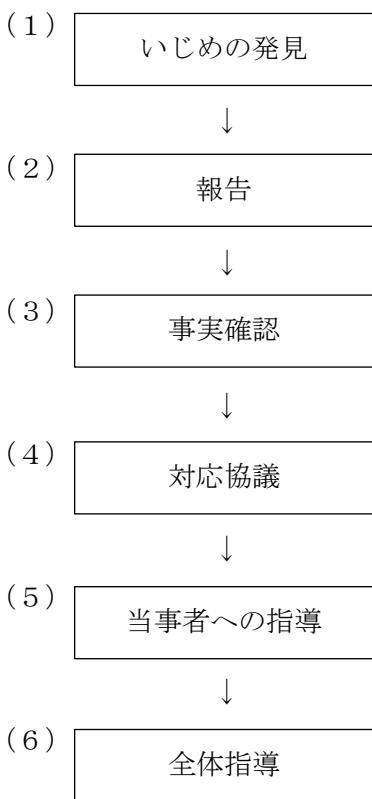
- ① 年2回(6月・11月)、市教委の様式に沿った「いじめに関するアンケート調査」を実施し、各担任が結果を集計し、いじめの実態を把握する。
- ② 緊急を要する案件には、担任から校長・教頭・学年主任・生徒指導係(いじめ・不登校対策委員会)への報告を行い、関係する児童らへの面談をして事実関係を把握する。
- ③ 全学年の集計は教頭が行い、気になる記述については、担任に事実確認をしてもらうよう依頼する。

以上については、全職員で共通認識を行うために、職員会でアンケートの結果と追加調査について報告をする。

(4) 子どもの日記・作文・つぶやき・直接の訴え、保護者・地域の情報に耳を傾ける。

- ① 毎日書かせている生活記録、作文等でいじめに関する記述がないか確認する。
- ② 全職員で児童の様子を観察し、気になったことを担任に、その日の内に報告する。
- ③ 保護者や地域からの電話・メール・直接の訴えや報告は真摯に受け止め、対応する。
- ④ 学年会、教務会、職員会の中で、生徒指導に関する情報交換を必ずとするようとする。
- ⑤ 緊急を要する案件には、担任から校長・教頭・生徒指導係（いじめ・不登校対策委員会）への報告を行い、関係する児童らへの面談をして事実関係を把握する。

## 5 いじめの対応の流れ



## 6 いじめの解決

いじめの解決のためには、第3者の助けや協力が必要である。いじめの状況をしっかりと把握し、いじめ対策委員会で、解決のための協議を行った上で、友達・保護者・教職員の他、場合によっては、カウンセラー、教育委員会、警察、医療機関等々、外部機関の要請もしていく。協議する場合には、

- ① いじめを受けた児童の立場を何よりも優先した上での対応を考える。
- ② いじめた児童への心に響く指導をすることで、関係の改善を図る。
- ③ 状況によっては、いじめの背景となっている原因を排除するための強い措置をとることも検討する。
- ④ 当事者のみならず、他の児童への全体指導も含め、再発防止に最善を尽くす。
- ⑤ 継続して、いじめを受けた児童、いじめた児童についての観察をしていく。